

権利主体としての老年範疇の形成

日本社会保障史研究ノート-

副田義也(Soeda Yoshiya)

日時：2004. 10. 27 (水) 14:00-16:00

場所：ソウル大学校 国際大学院(140 棟 2階) GL-Room

言語：日本語(韓国語通訳)

ご紹介いただきました副田でございます。韓国語がわかりませんが、いま韓先生がほめてくださったのではないかなと思うんですが、後から内容はうかがうことにいたします。

私はついこの間70歳になりまして、もう老人であります。年をとってだんだん人前で話すのが下手になってまいりまして、今日はこういう立派な席でお話をする席を与えられましたので、その下手な話し方をどうやってカバーしようかと考えまして、話したいことを文書化して持ち込むのがよいだらうと思って、それを持って参りました。

日本では原稿用紙は400字で勘定しますが、これは400字詰め原稿用紙ですと600枚ほどの本の最初の1/4、150枚ぐらいにあたるものだと思います。原稿は全体として出版社に渡してありますけどもまだ日本でも発表されておりませんで、初公開ということになります。

話の仕方としては、だいたい一パラグラフごとに私が読んでいきまして、それを韓先生に通訳をしていただくということになります。ただ全部は時間の中で読めませんので、おそらく今お手元に行っておりますテキストの1/3程度をあらかじめ抜き書きしながら、拾いながらお話しをすることになります。

タイトルは「権利主体としての老年範疇の形成」とありますが、副題に「日本社会史研究ノート」とつけております。最初のパラグラフから参りますが、やさしい言葉で言い直しますと、老いた人々、老人が国家に対して老後の生活費を年金として要求する権利の持ち主となっていく歴史の研究をしようとしております。

では、ワンパラグラフを全部を通して読みます。私はこの研究を軍人や国家官僚のための恩給制度の分析から始めまして、それをモデルとして作られました船員保険の年金保険、それから労働者年金保険、それから農民や労働者のための書いてありますが、これは誤記でして農民や自営業者のための国民年金制度の分析を加えていって行おうと思っております。私が知っている限りでは、日本における年金の権利性を論じてこういうやりかたをした先例はありません。その後同僚たちに関する批判めいたことも書いてありますが、これは省略いたします。

日本に恩給制度という制度がかつてありまして、現在もありますが、これがどういうものかということをお話いたします。わかりやすく言いますので不正確になることもありますが、戦前期の日本で始まりました軍人、警察官、官吏、教員などに対して一定期間の勤務などを条件にしまして定年や怪我で仕事をやめた後の生活費、それから死んだ後の遺家族の生活費を国家が保障する年金制度です。正確な定義は先で行おうと思っております。これは恩給制度といいますが、これは戦争が終わりましたあとには国家公務員共済制度、あるいは地方公務員共済制度などに移っていきました。国民のほかの範疇のための年金制度といたしましては、

恩給制度に遅れて発足するものが主に3つありまして、船員保険の年金保険、労働者年金保険、戦争が終わりました後に作られました国民年金というものがあります。この国民年金が発足しまして、日本は国民皆年金体制、国民が皆老後は年金で生活費を得るといった体制になったといわれております。その頃、前後してですけれども恩給制度が共済制度に変わっていきました。言い方を変えますと軍人とか官吏のための恩給制度がまず先にありまして、それにだんだんと国民の各階層のための年金制度が加わって皆年金制度が作られたといっよるしかろうと思います。ただこういう理解は日本の学界では必ずしも一般的ではありません。

少し飛ばして行きます。4ページの数字をご覧ください。「近代日本の年金制度」という小見出しがついておりますが、そこを少し読ませてもらいます。一般に先進近代国家における年金制度の歴史は軍人のための年金制度がまず出現しまして、それから警察官、監獄監視などのための年金制度がこれに続きまして、さらに軍官である官吏のための年金制度が続くという経過があります。これは次の3つの事実を意味しております。第1に近代国家が対外的に政治的独立を、対内的には政治的統一をそれぞれ達成するために軍隊、警察と監獄、中央政府と地方政府という組織を必要とします。第2にそれらの各組織のメンバーが国家への忠誠心をもって働くためには彼らが定年や怪我で退職したのちの生活費、あるいは彼らが亡くなった後の遺家族の生活費を支給する年金制度が創設されなければならないということがあります。また、第3は年金制度の創設の順序ですけれども、彼らの仕事の危険性の高さに基づいておりまして、したがって軍人の年金制度、警察官などの年金制度、軍官である官吏のための年金制度の順番になります。

大日本帝国憲法と呼ばれます憲法が1889年にできるんですが、その後日本の法制度は急速に整備されて行きます。その一環として憲法が公布された翌年の1890年に官吏恩給法、官吏遺族扶助法、軍人恩給法という3つの法律が作られました。日本のほかの国も同じなんですが、日本の場合はこの3つの恩給制度を合わせて学校の教員も年金制度を作ったというのは独自の性格ではないかと思います。

5ページに参ります。「恩給の権利性の法的確立」ということを書いておりますが、そこをお話します。3つの法律が交付されましたのを恩給制度が一応完成したと私は見るんですけども、それはそれまでの恩給法の不備、できの悪いところは一応この3つの法律で解消された。それは具体的に言いますと、恩給の権利性が法的に確立したということです。

この官吏恩給法の場合ですけれども、これを作った当時日本の政府がどんなことを考えていたのかということは5ページの最後のパラグラフに書いてあります。ざっと紹介をさせていただきますと、過去の恩給についての法律というのは恩給を官吏の権利としていなかった。政府が恵み与える恩典ということにしていた。この恩給を与えるか与えないかを決めるのは政府だというふうに言っていた。だからもらう側としては、例えば元官吏、元軍人はですね、恩給に関して自分は穏当な指令を受けていない、正しい取扱いを受けていないとしても裁判所に訴えることができなかった。しかし、官吏というのは一生力のすべてを尽くしてその職分に従って働きほかのことを顧みる余裕がないのに、年をとってその仕事ができなくなると政府は自分の都合で彼らを退職させておいて、そして、場合によっては恩給を出さない。こういうことをしていると、国家に貢献した者が虚しく路頭に迷ってしまう、あるいは彼らが悲しみ泣くことになる。こういうことをしては政府に人材が集まってこない。国家の重大な仕事というものをやらしてもらえない。官吏に正義と無私の行為を期待することが困難になる。だからこの官吏は老後や自分の死後の心配をすることなく、しっかり仕事をさせるためには恩給は権利として与えるということを約束することが必要だ。これが法律を新しく制定する理由であると言っております。

6ページに行きまして、「官吏の権利としての恩給」という見出しがついておりますが、そこは詳しくお話しをしませんけど、恩給が官吏の権利になるということは官吏、あるいは元官吏がですね、自分が恩給を受ける権利を無視されたと思ったら裁判を起すと、そして国家を相手どって争うことができる。この約束があって初め

て恩給が権利になるという考え方を書いております。

続いて官吏恩給法の主なものを抜き書きしておりますが、これは関心がある方はのちほどご覧いただきたいと思います。権利主体としての老年範疇の成立という7ページに参ります。具体的に少し官吏の恩給の説明をしたいんですが、官吏の恩給の主要各層は次の通りです。軍官は下等官かとありますが、これは下級官吏のことで、下等官以上の官吏は退官したのちに恩給を受ける権利を持っています。終身恩給というのは在官15年以上の者が年齢が60歳を越えて退官したときに、あるいは怪我とか病気で働くことに耐えず退官するときに支給される年金です。終身恩給の金額は在官15年以上16年未満で退官時の俸給年額の60/240、1/4ですね。25%です。以後在官期間が1年増えるごとにそれに俸給年額の1/240が加えられまして、40年間官吏として働いた人ですと退官時の俸給年額の85/240、約1/3ですね。35%が恩給として支給されることになります。そのほか身体障害者になった場合に加わる金額などもその書いておりますけども、時間がありませんのでそれは省略します。

官吏恩給法の第1条は「恩給は権利である」ということを宣言しております。続いて第17条で「不服申立ての規則」がありまして、なかならず行政裁判所へ訴え出てよろしいという規定が、その権利が法制度で裏づけられていると、実体の伴う権利であることを意味しております。これはこの席に法学の専門家がどのくらいおられるのかわからないのですが、社会学の専攻で法学の知識があまりないという方のために念のために申しますけども、近代国家は三権分立の原則を取っております、行政と司法と立法というものが区別されているわけですね。その行政府が不当な扱いをしたときに司法府に、つまり裁判所に訴え出ることによりその非を正すということができるとというのがここでの主旨です。政府だけに勝つてなことをさせないということです。

7ページの最後のパラグラフの3行目に司法裁判所と行政裁判所という言葉が出てきます。これは戦前期の日本には裁判所が二つありまして、それぞれがこういう名称でした。現在は行政裁判所というのはないんですが、司法裁判所は法律によって裁判するということが決まっておりますけども、行政裁判所は必ずしも全部法律によると決められていたわけではない。だから行政裁判所は裁判所ではないんだという批評がありまして、そこを考え合わせますと官吏が恩給を受ける権利というものが完全に裁判によって守られているという権利があるというわけではないということです。

8ページ参りまして最初のパラグラフの続きを読みますけども、そういう限界がありましたけども官吏恩給法というものを制定することで、明治の国家官僚たちは国家に対して退官後の生活費を要求する権利を持つ主体を規定したということが一応言えるかと思えます。この主張の中には年をとって退官した者、それから病気や怪我で退官した者も含まれますので、国家に対する権利主体として老年範疇、障害者範疇、患者範疇が成立したということになります。

もうこれで30分使いましたので第1節の残りは簡略化して申し上げますが、こういう労働の生活費を国家に要求することができる権利主体として官吏だけではなくて、官吏の遺族もその権利を認められていたというのが8ページ、9ページ、10ページの半ばぐらいまで書いてあります。繰り返しますけども、官吏が死んだ後残った奥さんや子供はですね、恩給を請求する権利があって、その権利が認められなければ裁判所で国家を訴えることができるというわけですね。

続いて10ページの半ばから11ページ、12ページ、13ページです。この辺で書いてありますのは軍人恩給の話です。軍人も退職した後、あるいは退職した後恩給を受ける権利を持っているということですね。

14ページをご覧ください。結論を申し上げます。第1節の結論ですが、「国家に対する権利主体の老年範疇」ということで最初のパラグラフを読みます。要約する。近代日本における老年範疇の成立と展開の基本的位相のひとつは国家に対する権利主体としての老年範疇の成立である。それを3つの法律で詳しく見たわけ

ですね。その3つの法律を制定するにあたりまして、それぞれの制定の実務者たちは恩給の受給が受給者にとって国家に対する権利であるということを明示する、はっきり示すということが第1の目的であるというふうに言っております。つまり、恩給の受給権というのは国家権力が勝手に与えたり、奪ったりすることができるものではない。国家によって恩給を受ける権利を侵害されたと思う者は裁判に訴えて自分の権利を守ることができるんだという、こういう考え方が3つの法律いずれにもはっきりと書き込まれています。

次のパラグラフも読みます。私は社会学者でして法学の専門家ではないんですけども、そういう法学の非専門家の主観的な印象を敢えて申しますと、以上に確認される恩給受給における国家に対する権利主体の出現は思いがけず早いと感じられます。この前年の発布された大日本帝国憲法は第2章「臣民、権利・義務」というタイトルですが、ここで臣民の権利と義務を規定しておりますけども、その権利規定は極めて貧弱なものでして、詳しくは申しませんが、限定付きの自由権がいくつかあるっただけで、しかも限定の解釈次第では自由権の内容がなくなってしまうようなものでした。参政権、社会権は一切含まれておりませんでした。これに対して国家は元軍人、元官吏、彼らの遺家族には社会権の一部とみなせる恩給受給の権利を司法制度を裏付けるものとして先んじて与えているわけですね。国家がそうする必要性は先ほどお話ししましたけど、国民全体から見ますとこれは不公平だと感じるものでありまして、この不公平への批判がほしいに強まって、のちに総力戦体制の中で力を持つようになりまして、日本の社会保険の年金制度が作られていくこととなります。

時間が押しておりますので、第2節、16ページに行きます。この節はなるべく短縮してお話しします。すでにお話しております官吏恩給法、それから官吏遺族扶助法、軍人恩給法ですね。3つの法律があります。16ページの「公務員の恩給法」という見出しのうしろを見てください。その3つの法律が1つの法律になって恩給法という法律が作られます。そこで公務員という言葉が使われます。公務員とは何かと言いますと、17ページの法律の第19条を見ていただきますと、本項において公務員とは軍官、軍人、教育職員及び警察監獄職員並びに第24条にかかる待遇の職員をいうとありまして、これまでバラバラに恩給法が作られていた連中が公務員という言葉で一括されて待遇職員という名が付け加わったというわけですね。待遇職員は24条に定義があります。

恩給法の説明がそこにいろいろ書いてありますけど、私が特に強調したいのは今のお話の続きで公務員は恩給を受ける権利を持っているということ、権利を邪魔されたときは裁判に訴えることができるということです。この恩給法が作られましたことを機会に、恩給の水準の引上げが行われました。18ページの最後の「恩給水準の引上げ」という見出しがあります。どんなふうに引上げたのかいうことは19ページの第1パラグラフに書いてありますけど、これは数字の問題ですからここでは読みません。ただ私がここで申し上げたいのは、数字を引上げても恩給というのはたいしたことはなかったという話です。

19ページを見ていただきたいんですけど、見出しで「せめて粥でもすすれる程度」とあります。そのこの2つのことを言っておりますけど、まず1の方を読んでおきたいんですけど、恩給の大幅増額といってもそれによって保障される生活水準は下級の元兵士の場合は極めて低いものであった。政府の高官が説明の中で言っておりますけども、最下級の兵卒だった者で、身体障害の程度がもっとも軽い者の増加恩給が前の年までは年額24円、月額2円であり、普通の恩給を加えても月額10円程度でありました。これではとても暮らしていけない。「せめて粥でもすすれる程度」にでもしなきゃならんと考えて、昨年までの24円を一挙に150円に引上げた。普通恩給も年額150円になって、合わせると300円、1ヶ月当り25円、大幅増額にはちがいないけれど、それで保障されるのは「粥でもすすれる程度」でありまして、そのパラグラフの最後の2行に書いてありますが、国家に生活費の保証を要求する権利を持つということと国家によって実質的な生活費を保障されるということは別のこ

とだと言わざるを得ないと思います。

続いて「上に厚く、下に薄く」と書いてありますが、ここは省略して申し上げます。軍人恩給は受給者の軍隊内の元の階級によって金額に甚だしく格差がありました。恩給は極端に「上に厚く、下に薄い」、つまり位の高い将校には高い恩給を払って、兵士には非常にわずかなものしか払わなかったということがあります。

20ページに参りまして、全般で軍隊で元の階級とそれぞれが受ける恩給の金額がどう違うかという数字が出ておりますので、これはご参考までにご覧ください。

「恩給制度の社会史」というところになります。最初のパラグラフに書いておりますのは私の子供時代の経験です。戦前の日本の場合、国民各層の老年範疇というのは恩給を受ける権利を持っている者と権利を持っていない者にはっきりと二分されておりました。前者は恩給法が適用される官吏、軍人、警察官、教員など、あるいは彼らの配偶者などでありまして、老後に恩給がもらえます。それからそれ以外の社会階層の者は恩給法の埒外に置かれている庶民としまして、恩給を受給している人、あるいは受給を約束されている人は特権階級とやはり感じられていました。申しますと、私の父は牧師でももちろん恩給とは関係のない人間でしたが、あの人には恩給がつくだよと子供に言いますときにやはりその口調に自分の手の届かない特権階級というもののなんだよという響きがあったことを記憶しております。

この恩給制度から国民各層のための年金保険制度が次々に作られていくわけですが、その話をするにあたっては恩給制度の社会史について最小限のことを申し上げる必要があると思います。21ページをご覧くださいんですが、時間があまりありませんのでそこで準備していることを全部お話しすることはできません。

日本における恩給制度の社会史を私は7つの時期に区分して考えております。第1の時代は前史ですので、これは省略します。少数の人が恩給をもらっておりました。次に恩給三法時代の第1期で、これはそこにありますように1903年までとなっております。つまり日露戦争までの時代ですね。日露戦争がありまして、当時の日本としては大変な大軍、大きな軍隊を動かしまして多数の戦死者、戦争病者が出ました。恩給三法時代の第1期といわれるところですが、この1910年にデータを出しておりますけど、恩給受給者228,956人、国家財政の一般財政の中で恩給が占める割合が3.20%というデータが残っております。

そして先ほど申しました恩給法という統一的法律が作られまして、恩給水準の引上げが行われるんですが、恩給法時代第1期4番目の時代ですけども、22ページを見ていただきますと、恩給法時代第1期の基礎的なデータとしまして、9行目に1930年のデータを出しております。恩給人員数が355,886人でありまして、国家財政の中で恩給が占める比率は8.84%になっております。次の31年には9.67%まで伸びます。恩給水準の引上げがこういった割合の上昇になっているわけで、これに対してですけど、政府は恩給の納付金という制度を作りまして、官吏から給料の2%を国庫に納めるということをやらせております。

5番目の恩給法時代第2期というんですが、ここで日本は中国と戦争を始めまして、それからアメリカ、イギリスを相手に太平洋戦争をやりまして、当然その兵士がたくさん死ぬわけですね。もちろん怪我をする者もいると恩給は膨れ上がる一方になるわけですが、22ページの後ろから2行目に恩給受給人員が106万人で、100万を越えたという数字が出ております。ただ戦争の費用が大変かかりますので、恩給の金額を抑えるということになりまして、国家の財政の中で恩給の比率は23ページにもありますように2.52%に落ちております。実際には恩給水準がよかった頃の20%前後まで恩給の実質的な抑えられたのだらうと思います。

そして戦争に負けまして、恩給法時代の戦後処理期に入るわけですが、6番目の時期ですが、いちいち細かくは申しませんが、この時代の政治的争点は日本を占領した連合軍の総司令部が軍国主義を否定するために軍人恩給制度の廃止を命令しました。日本政府はこれを何とかしてごまかそうとしてあれこれやるんですけど、結局だめで軍人恩給制度を一度廃止しまして講和条約の後になって、それを復活させたという事件があり

ます。当時の日本では軍人恩給制度の復活はまた軍国主義の始まりではないかという声がいかりにしておりました。

7番目の恩給法時代の制度解消期は恩給制度が現職者には適用されなくなりまして、元官吏、元軍人に支給されるだけになった時代です。まだ今でも受給している人たちはおります。この時期、その数は300万近い恩給受給者が出たのが記録されております。

25ページの第3節、国民皆年金体制の歴史社会学というところに行きます。第2パラグラフは大事な要約ですから読ませていただきます。国民皆年金体制は全国民が老後の生活の基礎的部分を年金制度によって保障される社会システムであると理解しています。我が国ではそれはすでに見た恩給制度に対して1940年に発足した船員制度の年金保険、41年に発足した労働者年金保険、これは44年に厚生年金保険に変わっております。そして最後に1959年に発足した国民年金が加わって形成されております。以下では細かいことはちょっとおきまして、船員保険の年金保険と労働者年金保険と厚生年金保険、国民年金保険の4つですね。それらの制度が恩給制度の直接的、間接的な影響のもとで作られたとして、そこで権利主体としての老年範疇は成立したということを見ていきます。

そこで船員における権利主体の老年範疇という見出しがありますが、そのことについては細かくは申しません。船員保険の場合も老後の年金は権利として保障されていたということ、その権利が守られていない場合は裁判所に訴えていいということが船員保険に書いてあるということを確認します。船員保険の水準などもそこに書いてありますけども省略します。

船員保険が成立した主な理由というものを6つ書いてありますので、これを今ご紹介することにします。1940年という時点でなぜ船員保険が成立したのか。全部で6つのうち、3つを読みますと、第1に海運業は国家の繁栄のために特に重要な産業であって、国家が政策によって保護、育成することが必要であるという認識が一般化しました。その背景には日中戦争が海運業の重要性を高めたという事情があります。海運業の発展はそのために人的資源を確保しなければならず、その重要な手段のひとつとして船員保険の年金保険があったということがあります。2番目の理由ですが、海運業のための人的資源の確保というのは具体的にいいますと、優秀な船員を引き止め、職業移動を防ぐということでした。船員は労働の程度の大きさと海難事故の確率の高さなどによって陸上勤務に転職しようとする傾向を持っております。海上労働が不足しやすいといった事態を回避するためにも船員保険の年金保険は必要でした。3番目の理由ですが、船員の労働は強度が大きいために体を痛めやすい。45歳ぐらいで体力の限界が来ます。50歳を過ぎると海上労働のうち一部の軽労働しか勤まりません。また、その年齢になってから海上生活の特殊な習慣が身についているということもありまして、陸上勤務の職業に適応しにくいということがあります。したがって、50代の半ばから支給される年金を受け取る必要がありました。4番目、5番目の理由は省略します。関心のある方はご覧ください。6番目の理由ですが、船員たちの労働組合ですが、国内における恩給制度、軍人恩給の制度を非常に強く意識しておまして、船員保険制度をその代わりとして熱心に要求しました。た、船員保険制度がいったん発足したあとはその水準が恩給制度に比べて劣っていると思ひまして、制度の改善を繰り返し要求しました。船員保険制度は軍人恩給制度の影響のもとに作られ、変化したといってもよろしいんですけど、従来の研究はこれをほとんど無視しています。

その後、当時の船員たちの言い分が紹介されております。27ページの中頃を見ていただきますと「兵隊には恩給があるが、船員には恩給がない」という見出しがあります。これは敵国に侵略するときに船に兵隊を乗せて行くわけですが、兵隊には軍人恩給があるけれど同じ危険を冒す船員には恩給がない。だから保険を作れという言い分を示しております。

28ページに参りまして、労働年金保険の権利主体としての老年範疇です。ここも細かいことは省略しますが、労働者は年金をもらう権利がある。それを侵されるときは裁判に訴えることができるということがまず書いてあります。

労働者年金保険の成立した理由は28ページのしまいから書いてありますが、ここでは主な理由が5つ提示されております。まず第1の理由ですが、国家が総力戦体制の中で特に軍需産業、石炭産業の生産力を拡充、安定する必要がありました。そのためにはそれらの分野で働く労働力の確保、増強が要請されましたわけです。労働者に対して老齢、転職、死亡などの事故による生活上の脅威を予防して、彼らを落ち着かせて労働に打ち込ませるためにこの年金保険制度が作られました。二つ目の理由ですが、戦時経済体制において国民の貯蓄を増大させて資本を蓄積を推進して軍事インフレーションを防止するため、この労働者年金制度が役立つだろうと期待されておりました。なお、貯蓄が、つまり保険料を払うのが貯蓄になるわけですが、戦費調達を促すものであったという通説がありまして、それへの反論もあったんですがここではそれはあまり詳しく立ち入らないことにします。3番目と4番目の理由が省略します。5番目ですが、経済学分野の社会保障制度の専門家がほとんど取り上げていないんですけども、労働者年金保険の立案からの過程を見ておきますと、恩給制度の存在が大きい影響を及ぼしております。当時、この法律を作りました保険員の官僚たちは労働者年金保険、そして「産業戦士の恩給制度」というキャッチコピーを作りまして、議会における法案の追加、それから国民の間での制度の定着を図っております。船員保険の場合は自分たちから恩給制度を与えよという要請があったのに対して、労働者年金保険の場合は官吏が労働者たちに恩給制度を与えるという約束をしたという印象を受けております。

労働者年金保険は44年に厚生年金保険法に変わります。その紹介は30ページの後ろから2つ目のパラグラフで行っておりますので関心のある方はご覧下さい。最後に国民年金法ですけども、これも30ページの最後のパラグラフから法律の内容を詳しく書いております。国民年金法が作られた主なきっかけは6つありまして、それが32ページから書かれております。だんだん短縮していきますが、第1の理由は要するに、人口高齢化が予想されたと言うことです。第2の理由は、日本の家族制度が崩壊に向かっておりまして老人を養う力がなくなっていくだろうと言うことです。第3の理由は、当時の年金制度では就業人口の約3割程度しかカバーしていないということがありまして、国民全体をカバーする年金制度が必要だということでした。4番目の理由は、ちょっと詳しく紹介したいのですが、厚生省が国民年金法を準備するに当たりましてその準備する委員会の中心人物の一人が「小山進次郎」という人でした。この人はこれに先立ちまして生活保護法の全面改正、新法の制定を届けております。その中で不服申立てを制度化しております。これが国民年金法に受け継がれたと見ております。6番目として、軍人恩給制度が国民年金制度に影響したということを言いたいのですが、二つのことを言いたい。一つは端的に言いますと、厚生官僚たちが「軍人だけが戦争犠牲者ではない」と。もっと幅広く国民を救済しなければいけないと考えたことがあります。もう一つはですね、33ページの第2パラグラフのおしまいの2行を見ていただきますけれども、不服申立て制度のアイディアは日本の制度の中ではですね、軍人恩給法から恩給法へ、そして生活保護法へ、それから国民年金法へという順序で継承されたという風に考えることができます。ちょうど一時間。もう5分使っていいですか。

33ページ以降で結論を書いておりますので、それをご覧いただければいいのですが、私は今までの話で特に主張したいと思いましたが、この軍人恩給制度が原形となって日本の年金制度が作られた、つまり軍国主義の中心的な制度が軍隊制度なんですけれども、その軍隊制度の軍人恩給の制度というものが福祉国家の年金制度を作るのに役立つという歴史はたいへん皮肉なことをしたと。そして、その皮肉を認めない日本の学者は社会保険の歴史的成立についてうまい説明ができないでいると。私はそれに批判的であるとい

うことです。

どうも御静聴ありがとうございました。92分だ。

(以下、質疑応答からの抜粋)

…見て取る事ができると思います。そして、それが恩給法の時代になりますと、官吏の場合にはそれまで1パーセント納めていたものを2パーセント納める事になりまして、それまでは納めていなかった軍人の場合も1パーセント納めるという事になりました。ですから、日本の恩給制度は最初から社会保険の性格を持っていたというふうに言っていると思います。ただし、保険財政上その1パーセント、2パーセントで本当に終わってくれるのかということになりますと、税金をかなり使っただろうとは思いますが。

けど、下からの要求が無かった訳ではありませんで、一番はっきりしているのは船員保険の場合ですね。船員たちは大変熱心に自分たちの年金保険制度と、それから医療保険制度、そのほかのさらに2、3のものがあるのですけれども要求しました。そしてここに書いて今日は読まなかったのですけれども、船員たちの労働組合がILAと共同しまして、ILAでも船員保険を作るべきだということを2度勧告してもらっているわけですね。ですから、かなりはっきりした政治運動をやって船員保険はでき上がったというふうに言っていると思います。ただ、労働者年金保険と国民年金保険の場合にはそういった…なんと言いますか、はっきりした政治運動というのはなかったと思いますね。ですから、これはケース・バイ・ケースということになるのではないのでしょうか。下からの働きかけがあった場合もあるし、なかった場合もあるというべきかと思います。

通訳;(恩給制度の起源については?)

これは、もう、古い話なので私も資料を読んで判断する限りですけれども、資料を読んで判断する限りでは恩給制度は一方的に政府上からが作っていったというふうに理解できると思います。ただ、不思議なのは1890年前後の時代で、当時の明治政府がこの権利という概念をこんなにもとといいますか、真面目に法律と制度を作った方が不思議で、なんでだろうという気はするのですけれども、実質的には政府主導で恩給制度は作られたというふうに言うべきではないかと思います。ただ、今となっては資料が非常に限られておりますので、そうではないという資料が出てこないという保証はないと思いますね。実際に、念のために大日本帝国憲法と、それから恩給三法の中で「権利」という言葉が使われておりますけれども、こういう言葉が下からの働きかけなしに作られるはずがないと思うのですよ。で、「権利」という言葉の語源を調べますと、これは英語の「RIGHT」を福沢諭吉が「権利」と訳したというふうに大言界などには書かれておまして、福沢のものは念のために言いますと、はっきり捉え場所は見つからないのですけれども、そうですね、1870年代の終わりくらいには「権利、権利」と皆が言っているというようなことを言っておりますから、自由民権運動との関連ですね。権利主張というものは下から盛んにされていて、それが政府が取り込むところになったということはあるのだと思います。ただし、「恩給をよこせ」という権利主張があったというのは資料がありません。

31ページで国民年金法の最後のパラグラフですけれども、保険料月額、私もこの数字は見るまで忘れていたのですが、20歳から34歳までは100円、35歳から59歳までは150円というふうになっていて、保険料を25年以上納付した者が65歳から支給を開始するとあります。で、この保険料月額が100円とか150円とか定額で決

められた理由は何かというのがご質問の主旨ですか？

通訳；(なぜそれぞれ違う所得の者から定額の保険料を徴収したのか。どうしてなのか？)

まず率直に言いますと、私はわかりません。なんで定額でとったのですかね。あの、恐らく自分自身の記憶を何やら合わせて考えますと、制度の運用を完全化するためにこういうことをしたのじゃないかと思えますけれども、そういう資料を見たことがあるかと言われますと、資料を見た記憶がないので大分乱暴なやり方をしたのだなあとと思うのですが、今、それ以上のお答えはできません。質問者にむしろ伺いたいのは、こういうことに関して取りあえず日本で物議をかもした騒ぎがあったということを何か聞いておられるのでしょうか？…この問題について。だって、所得をいちいち日割るのとさ、それ何パーセントなんてやるの大変だもんね。だから、この時はね、まだ日本の有業者の7割がまだ入ってないのよ。で、厚生年金やなんか取ってるのだけれど、その7割について一日所得を調べ上げるに限っては大変だったんじゃないかと思うけど、想像です。誰か何か知りませんか。このことについて。

A；(所得によって保険料を決めるというやり方はなかったわけで…)

…なかったんだけどさ、それはそうなんだけど。

通訳；(何の基準で？)

根拠があったのか、それは知らない。何しろ日本の国勢調査は非常に精度が高くて、その国勢調査の水準に間に合わせて65歳から7%の財政負担に頼るといふふうに考えたんだとは思いますがね。かといって、そういう資料を見たわけではない。

政治的背景。はい。恩給制度を作った時にですね、日本の政府が福祉の制度を作ったという自覚は全然なかったと思いますね。自分たちのために働いてくれる軍人と警察官と監獄の看守と官吏のために生活を保障するというところだけを考えてわけで、ですからその問題について言いますと、福祉の制度を作るという気持ちはなかったらうけれども、ただ、権利を保障したことは間違えないわけで、その権利の保障が次第にほかの年金制度に広がっていったというのは事実なんですね。ただし、明治政府が最初から社会保険の制度を全国民のために作ろうと考えていたなんてことはまず考えられないですね。これが一つ。

それからもう一つ、社会保険の正確な定義を私は知りませんので、こういった生活保障の権利を社会保険と言いましたけれども、社会保険というのは全国民の権利でなければならないということになれば、これは社会保険の一部というふうに言うわけにはいかないだろうと思いますが、社会保険の、いわば、芽生えの状態だということは言えるのじゃないかと思えます。だからこそこの芽はですね、ここで芽が出たものが次第に全国民の間に広がっていったんだと。という意味で、「社会保険の一部」という言葉の使い方は法学の専門家から見ると問題があるといったら、それは再考してみたいと思います。